



第4弾 「ふくしま市民生活エールクーポン」 プレミアム率は50%!!

長引くコロナ禍と、原油価格や物価の高騰の影響を受けた市民生活を支援し、疲弊した地域経済を下支えしていくため、第4弾「ふくしま市民生活エールクーポン」を発行します。

クーポンを幅広くご利用いただき、福島を元気にしていきたいと思います。

■問／商工業振興課

☎52513720

4,500円分のクーポンが3,000円で購入できます！	
対 象 者	令和4年6月1日現在、福島市に住民票を有する方
利用の流れ	「購入引換券」が郵送されます。 8月下旬 世帯主へ世帯員分をまとめて送付(1人1枚) 9月中旬 全員が市県民税非課税の世帯に1人1枚を追加で送付
	クーポン取扱店舗へ「購入引換券」を持参すると、 4,500円分のクーポンが3,000円で購入できます。
	市内約1,700店舗の加盟店でクーポンをご利用ください。
ク ー ポ ン 内 容	1セット4,500円分(500円券×9枚) 3,000円は全店舗共通券、1,500円は中小規模店専用券となります。
販 売 期 間	8月23日～10月上旬(予定)
ク ー ポ ン 利 用 期 間	12月上旬まで(予定)

※クーポンが利用できる加盟店および詳しい日程は、開設予定の特設サイトなどをご覧ください。

観光スポット魅力アップの取り組みを応援します

観光客が訪れたいくなるような新たな魅力づくりのための施設改修(ハード)や、来訪者の高い満足度につながるおもてなし向上事業(ソフト)などの取り組みを行う事業者を支援します。

■問／観光交流推進室

☎51516012

■申請期間／12月28日(水)まで
※予算がなくなり次第終了。

■対象事業者／市内の周遊スポット・店舗・観光果樹園・旅館・ホテルなど

(道の駅ふくしま周遊手形アプリ「縁」に登録することが条件)

■対象事業／令和5年3月19日まで完了する下表に記載の事業

■補助金額／下表参照

■事前相談(要事前予約)／申請の前に事前相談が必要です。

福島市オンライン申請で予約の上、窓口にお越しください。

■申請方法／事前相談が終了後、市ホームページに掲載の申請書に必要書類を添えてメールで

✉kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp



福島市
周遊スポット

検索

▲詳しくは市ホームページをご覧ください、お問い合わせください

ハード		宿泊施設および公共的 民有施設などの改修・整備	グループ型(3事業者以上)	個別事業者施設の改修・整備
	対象	宿泊施設の中・小規模改修や、民間所有地の一般開放などにより不特定多数の交流人口を受け入れている施設などの改修・整備	事業者同士のグループによる一定のルールに基づく改修・整備	既存建物の新たな魅力を創出する改修や、既存の飲食店・特産品販売店などのニューノーマル時代のニーズに合わせた施設の改修・整備
	補助内容	補助率：3分の2以内 上限額：500万円	補助率：3分の2以内 上限額：200万円 (1事業者につき)	補助率：2分の1以内 上限額：200万円
ソフト		魅力・満足度アップへの取り組み	体験プログラム開発	 対象事業と 補助金額は こちら
	対象	新商品・パッケージ開発、先駆的なメニュー・サービスの開発・導入など	体験型・着地型プログラムの開発	
	補助内容	補助率：3分の2以内 上限額：200万円		

※全ての事業において、補助金下限額は10万円。



対象事業と
補助金額は
こちら

街なかの空き店舗を使ってみませんか？ 「街なか再生リノベーション事業」申請受け付け中

長引くコロナ禍で空き店舗が増大した中心市街地の再生を図り、にぎわいを取り戻すため、街なかの空き店舗をリノベーションして開業する事業者を支援します。また、IT系事業などのクリエイティブ産業枠を設け、街なかに創業ゾーンの形成を目指します。

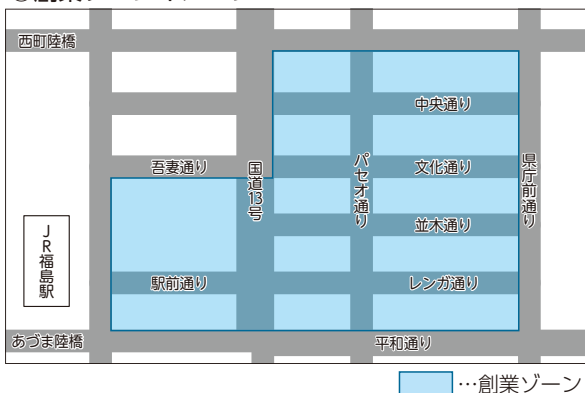
■問／商工業振興課

☎52517658

		クリエイティブ産業(※)	各種産業
補助額率	上 限 額	200万円	
	下 限 額	10万円	
		2 / 3 以内	1 / 2 以内
補 助 対 象 者		創業ゾーン(下記)で空き店舗をリノベーションして開業する法人、個人事業主または団体	
補 助 対 象 費		開業するために必要な空き店舗のリノベーション経費 ◆外装・内装にかかる工事費、給排水・空調・ガス工事費・看板・電気・照明工事費 ◆ネットワーク環境構築に必要な初期費用など	

※クリエイティブ産業の例…ソフトウェア業、AI、ロボット、医療機器産業、インターネットサービス業、映像・情報制作業(AR・VR含む)など。

○創業ゾーンイメージ



■申請期間

令和5年2月17日(金)まで
※予算額に到達した時点で終了。

■申請方法

福島市オンライン申請、または市ホームページに掲載の申請書(商工業振興課にも備え付け)に必要書類を添えて郵送で



▲詳しくはこちら

結婚から最長3年間 新婚世帯へ住居費、引っ越し費用を支援します

新婚さんの新生活を応援するため、新婚世帯の住居費と引っ越し費用を支援します。

これから結婚を考えている方、ぜひご検討ください。

■問／定住交流課

☎52513739

■申請期間

8月1日～令和5年3月31日(先着順)※予算額に到達した時点で終了。

■対象

令和元年5月1日～令和5年3月31日までに婚姻届を提出した夫婦で、次の全てに該当する夫婦
①婚姻日時点の年齢が夫婦共に39歳以下
②令和3年(2021年)の夫婦の所得合計が400万円未満(奨学金返済中の場合はその額を控除、申請時点で無職の方は所得なしとして計算)※所得は令和4年度所得・課税証明書から確認。

③夫婦が福島市に住民登録しており、住民票の住所が申請する住宅の所在地となっている
④市税の滞納がないことなど

■対象経費

令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に支払った次の経費
住居費・住宅取得費、新築の工事請負費、リフォーム、敷金、礼金、仲介手数料、賃料、共益費、引っ越し費用…引っ越し業者や運送業者に支払った費用



福島市
結婚新生活支援

検索

▲詳しくは市ホームページをご覧ください、お問い合わせください

■補助金額
スタートアップ支援

①賃貸初期費用+引っ越し費用15万円まで
②住宅取得またはリフォーム費用+引っ越し費用30万円まで
③引っ越し費用のみ15万円まで
※①③は婚姻日が令和4年1月1日から令和5年3月31日の方のみ。

■家賃支援

月額最大2万円(結婚から36ヵ月後まで)

■申請方法

市ホームページに掲載の申請書(定住交流課にも備え付け)に必要書類を添えてメールか郵送、または定住交流課窓口で

✉teijiyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp